

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する  
規則の制定について

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育文化会館使用規則（昭和42年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「5割相当額」の次に「（1円未満の端数は、切り捨てる。）」を加える。

第13条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第8条関係）

教育文化会館設備使用料一覧

1 大ホール

種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響設備	拡声装置	円 1,650	1	1式	
	補助ミキサー	550	1	1台	
	ダイナミックマイクロホン	220	1	1本	
	コンデンサーマイクロホン	660	1	1本	
	超指向性マイクロホン	880	1	1本	
	ワイヤレスマイクロホン	1,210	1	1本	
	レコードプレーヤー	1,100	1	1台	2連演奏卓
	テープレコーダー	1,100	1	1台	デスク型
	ディスク・プレーヤー	550	1	1台	レコードプレーヤー以外のレコード、CDの再生専用

	録音再生機器	550	1	1台	テープレコーダー以外の録音再生用
	音響効果装置	550	1	1台	マイクロホン用2点吊装置
		550	1	1台	マイクロホン用3点吊装置
		550	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置
		550	1	1台	可搬型スピーカー類
		550	1	1台	その他の装置
照明設備	ボーダーライト	550	1	1列	
	アッパーホリゾンライト	1,100	1	1列	
	ローアホリゾンライト	660	1	1列	
	サスペンションライト	2,200	1	1列	
	フットライト	440	1	1列	
	第1シーリングスポットライト	880	1	1列	0.5キロワット以下
	第2シーリングスポットライト	2,200	1	1列	0.5キロワットを超え1.0キロワットまで
	第3シーリングスポットライト	2,750	1	1列	1.0キロワットを超えるもの
	フロントサイドスポットライト	1,540	1	1式	上手、下手室付
	スポットライト	110	1	1台	0.5キロワット以下
		220	1	1台	0.5キロワットを超え1.0キロワットまで
		330	1	1台	1.0キロワットを超えるもの
	ピンスポットライト	1,100	1	1台	
ストリップライト	55	1	1基	0.9メートル	

		110	1	1 基	1.8メートル
照明効果装置		440	1	1 台	ミラーボール
		440	1	1 台	稲妻
		440	1	1 台	焰
		440	1	1 台	虹オーロラマシン
		440	1	1 台	ビーマックス
		440	1	1 台	エフェクトマシン
		440	1	1 台	その他の装置
	ディスク	110	1	1 枚	
先玉	110	1	1 個		
元玉	110	1	1 個		
プロジェクタースポット	330	1	1 台		
舞台設備	演壇	330	1	1 台	
	反響板	3,300	1	1 式	
	指揮台	110	1	1 台	
	指揮者用譜面台	110	1	1 台	
	譜面台	110	1	1 台	スタンド式譜面灯付
	椅子	22	1	1 脚	
	コントラバス用椅子	55	1	1 脚	
	長机	110	1	1 脚	
	書記机	220	1	1 脚	
	所作台	4,400	1	1 式	
	平台	110	1	1 台	
	足	11	1	1 個	

松羽目	1,100	1	1 式	
金屏風	1,100	1	1 双	
銀屏風	1,100	1	1 双	
鳥の子屏風	1,100	1	1 双	
紅白幕	440	1	1 枚	
浅黄幕	440	1	1 枚	
地がすり	550	1	1 枚	
もうせん	330	1	1 枚	
長座布団	110	1	1 枚	
高座用座布団	110	1	1 枚	
座布団	22	1	1 枚	
大太鼓	220	1	1 式	
上敷	110	1	1 枚	
浴室	1,100	1	1 室	
ピアノ	2,200	1	1 台	アップライト (調律別)
	3,300	1	1 台	セミコンサート (調律別)
	5,500	1	1 台	フルコンサート (調律別)
	8,800	1	1 台	フルコンサート スタンウェイ (調律別)
オーケストラピット	3,300	1	1 式	
その他	持込器具	110	1	1 キロワット

2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,650	1	1式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイククロホン
照明設備	1,100	1	1式	
映写機	880	1	1式	16ミリ
ピアノ	3,300	1	台	セミコンサート (調律別)
レクチュアータブル	550	1	式	会議室にも適用

### 3 1及び2以外の設備

品名	金額	回数	単位
拡声装置 (テープレコーダー付き)	1,100円	1	1台
ビデオプロジェクター	1,100円	1	1台

別表備考第2項に後段として次のように加える。

この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に使用許可を受けている者の当該使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

## 制 定 理 由

教育文化会館の使用料を改定するため、この規則を制定するものである。

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																
<p>○川崎市教育文化会館使用規則 昭和42年3月31日教委規則第3号 (第1条～第6条 略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、会館の施設及び設備の使用料の5割相当額 <u>(1円未満の端数は、切り捨てる。)</u> を減額する。</p> <p>(1) 市がその事務事業のために使用するとき。 (2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。 (3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。 (4) 市行政と密接な関係を有し、市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。</p> <p>2 委員会は、前項の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。</p> <p>(第8条～第12条 略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 使用者が第11条の規定にしたがいその施設及び設備の使用中止を届けた場合は、次のとおり使用料を還付する。 <u>この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 20%;">使用中止届出期間</th> <th style="width: 60%;">還付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>使用日 6箇月まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前 4箇月まで</td> <td>5割相当額</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用中止届出期間	還付料	大ホール	使用日 6箇月まで	全額	前 4箇月まで	5割相当額	<p>○川崎市教育文化会館使用規則 昭和42年3月31日教委規則第3号 (第1条～第6条 略)</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第7条 委員会は、次の各号の一に該当する場合は、会館の施設及び設備の使用料の5割相当額を減額する。</p> <p>(1) 市がその事務事業のために使用するとき。 (2) 国又は他の地方公共団体がその事業のために使用するとき。 (3) 市が構成員となっている協議会、研究会等が主催する行事等のために使用するとき。 (4) 市行政と密接な関係を有し、市が指導育成を行うことを必要とする団体が、その目的のために使用するとき。</p> <p>2 委員会は、前項の規定によるほか、施設及び設備の使用料の減免について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。</p> <p>(第8条～第12条 略)</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 使用者が第11条の規定にしたがいその施設及び設備の使用中止を届けた場合は、次のとおり使用料を還付する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 20%;">使用中止届出期間</th> <th style="width: 60%;">還付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>使用日 6箇月まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前 4箇月まで</td> <td>5割相当額</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用中止届出期間	還付料	大ホール	使用日 6箇月まで	全額	前 4箇月まで	5割相当額
施設名	使用中止届出期間	還付料															
大ホール	使用日 6箇月まで	全額															
	前 4箇月まで	5割相当額															
施設名	使用中止届出期間	還付料															
大ホール	使用日 6箇月まで	全額															
	前 4箇月まで	5割相当額															



改正後

イベントホール	使用日	1箇月まで	全額
	前	2週間まで	5割相当額
その他の会館の施設	使用日	3日まで	全額
	前		

- 2 第4条第2項の規定により、大ホール又はイベントホールの使用の申請期間に併せて大ホール及びイベントホール以外の施設の使用の申請を行った場合の当該施設に係る還付料の額については、前項に規定する大ホール及びイベントホール以外の施設の規定にかかわらず、大ホール又はイベントホールの還付の規定にしたがう。
- 3 条例第9条第4号及び第5号に該当し、委員会がその使用を取り消した場合は、使用料の全額を還付する。
- 4 委員会は、前各項の規定によるほか、使用料の還付について特に理由がある場合は、別にこれを決定する。

(第14条～第21条 略)

別表（第8条関係）

教育文化会館設備使用料一覧

1 大ホール

種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響設備	拡声装置	円 <u>1,650</u>	1	1式	
	補助ミキサー	<u>550</u>	1	1台	
	ダイナミックマイク クロホン	<u>220</u>	1	1本	

改正前

イベントホール	使用日	1箇月まで	全額
	前	2週間まで	5割相当額
その他の会館の施設	使用日	3日まで	全額
	前		

- 2 第4条第2項の規定により、大ホール又はイベントホールの使用の申請期間に併せて大ホール及びイベントホール以外の施設の使用の申請を行った場合の当該施設に係る還付料の額については、前項に規定する大ホール及びイベントホール以外の施設の規定にかかわらず、大ホール又はイベントホールの還付の規定にしたがう。
- 3 条例第9条第4号及び第5号に該当し、委員会がその使用を取り消した場合は、使用料の全額を還付する。
- 4 委員会は、前各項の規定によるほか、使用料の還付について特に理由がある場合は、別にこれを決定する。

(第14条～第21条 略)

別表（第8条関係）

教育文化会館設備使用料一覧

1 大ホール

種別	品名	金額	回数	単位	備考
音響設備	拡声装置	円 <u>1,500</u>	1	1式	
	補助ミキサー	<u>500</u>	1	1台	
	ダイナミックマイク クロホン	<u>200</u>	1	1本	

改正後					改正前				
	コンデンサーマイク クロホン	<u>660</u>	1	1本					
	超指向性マイク クロホン	<u>880</u>	1	1本					
	ワイヤレスマイク クロホン	<u>1,210</u>	1	1本					
	レコードプレーヤ	<u>1,100</u>	1	1台	2連演奏卓				
	テープレコーダー	<u>1,100</u>	1	1台	デスク型				
	ディスク・プレーヤ	<u>550</u>	1	1台	レコードプレーヤー以外のレコード、CDの再生専用				
	録音再生機器	<u>550</u>	1	1台	テープレコーダー以外の録音再生用				
	音響効果装置	<u>550</u>	1	1台	マイクロホン用2点吊装置				
		<u>550</u>	1	1台	マイクロホン用3点吊装置				
		<u>550</u>	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置				
		<u>550</u>	1	1台	可搬型スピーカー類				
		<u>550</u>	1	1台	その他の装置				
照明 設備	ボーダーライト	<u>550</u>	1	1列					
	コンデンサーマイク クロホン	<u>600</u>	1	1本					
	超指向性マイク クロホン	<u>800</u>	1	1本					
	ワイヤレスマイク クロホン	<u>1,100</u>	1	1本					
	レコードプレーヤ	<u>1,000</u>	1	1台	2連演奏卓				
	テープレコーダー	<u>1,000</u>	1	1台	デスク型				
	ディスク・プレーヤ	<u>500</u>	1	1台	レコードプレーヤー以外のレコード、CDの再生専用				
	録音再生機器	<u>500</u>	1	1台	テープレコーダー以外の録音再生用				
	音響効果装置	<u>500</u>	1	1台	マイクロホン用2点吊装置				
		<u>500</u>	1	1台	マイクロホン用3点吊装置				
		<u>500</u>	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置				
		<u>500</u>	1	1台	可搬型スピーカー類				
		<u>500</u>	1	1台	その他の装置				
照明 設備	ボーダーライト	<u>500</u>	1	1列					

## 改正後

アッパーホリゾン トライト	<u>1,100</u>	1	1列	
ローアホリゾン トライト	<u>660</u>	1	1列	
サスペンションラ イト	<u>2,200</u>	1	1列	
フットライト	<u>440</u>	1	1列	
第1シーリングス ポットライト	<u>880</u>	1	1列	0.5キロワット以下
第2シーリングス ポットライト	<u>2,200</u>	1	1列	0.5キロワットを超え1.0 キロワットまで
第3シーリングス ポットライト	<u>2,750</u>	1	1列	1.0キロワットを超えるも の
フロントサイドス ポットライト	<u>1,540</u>	1	1式	上手、下手室付
スポットライト	<u>110</u>	1	1台	0.5キロワット以下
	<u>220</u>	1	1台	0.5キロワットを超え1.0 キロワットまで
	<u>330</u>	1	1台	1.0キロワットを超えるも の
ピンスポットライ ト	<u>1,100</u>	1	1台	
ストリップライト	<u>55</u>	1	1基	0.9メートル
	<u>110</u>	1	1基	1.8メートル

## 改正前

アッパーホリゾン トライト	<u>1,000</u>	1	1列	
ローアホリゾン トライト	<u>600</u>	1	1列	
サスペンションラ イト	<u>2,000</u>	1	1列	
フットライト	<u>400</u>	1	1列	
第1シーリングス ポットライト	<u>800</u>	1	1列	0.5キロワット以下
第2シーリングス ポットライト	<u>2,000</u>	1	1列	0.5キロワットを超え1.0 キロワットまで
第3シーリングス ポットライト	<u>2,500</u>	1	1列	1.0キロワットを超えるも の
フロントサイドス ポットライト	<u>1,400</u>	1	1式	上手、下手室付
スポットライト	<u>100</u>	1	1台	0.5キロワット以下
	<u>200</u>	1	1台	0.5キロワットを超え1.0 キロワットまで
	<u>300</u>	1	1台	1.0キロワットを超えるも の
ピンスポットライ ト	<u>1,000</u>	1	1台	
ストリップライト	<u>50</u>	1	1基	0.9メートル
	<u>100</u>	1	1基	1.8メートル

改正後					改正前					
	照明効果装置	<u>440</u>	1	1台	ミラーボール	照明効果装置	<u>400</u>	1	1台	ミラーボール
		<u>440</u>	1	1台	稲妻		<u>400</u>	1	1台	稲妻
		<u>440</u>	1	1台	焰		<u>400</u>	1	1台	焰
		<u>440</u>	1	1台	虹オーロラマシン		<u>400</u>	1	1台	虹オーロラマシン
		<u>440</u>	1	1台	ビーマックス		<u>400</u>	1	1台	ビーマックス
		<u>440</u>	1	1台	エフェクトマシン		<u>400</u>	1	1台	エフェクトマシン
		<u>440</u>	1	1台	その他の装置		<u>400</u>	1	1台	その他の装置
	ディスク	<u>110</u>	1	1枚						
	先玉	<u>110</u>	1	1個						
	元玉	<u>110</u>	1	1個						
	プロジェクターズ ポット	<u>330</u>	1	1台						
舞台 設備	演壇	<u>330</u>	1	1台		舞台 設備	演壇	<u>300</u>	1	1台
	反響板	<u>3,300</u>	1	1式		反響板	<u>3,000</u>	1	1式	
	指揮台	<u>110</u>	1	1台		指揮台	<u>100</u>	1	1台	
	指揮者用譜面台	<u>110</u>	1	1台		指揮者用譜面台	<u>100</u>	1	1台	
	譜面台	<u>110</u>	1	1台	スタンド式譜面灯付	譜面台	<u>100</u>	1	1台	スタンド式譜面灯付
	椅子	<u>22</u>	1	1脚		椅子	<u>20</u>	1	1脚	
	コントラバス用椅子	<u>55</u>	1	1脚		コントラバス用椅子	<u>50</u>	1	1脚	
	長机	<u>110</u>	1	1脚		長机	<u>100</u>	1	1脚	
	書記机	<u>220</u>	1	1脚		書記机	<u>200</u>	1	1脚	
	所作台	<u>4,400</u>	1	1式		所作台	<u>4,000</u>	1	1式	
	平台	<u>110</u>	1	1台		平台	<u>100</u>	1	1台	
	足	<u>11</u>	1	1個		足	<u>10</u>	1	1個	
	松羽目	<u>1,100</u>	1	1式		松羽目	<u>1,000</u>	1	1式	

## 改正後

金屏風	<u>1,100</u>	1	1 双	
銀屏風	<u>1,100</u>	1	1 双	
鳥の子屏風	<u>1,100</u>	1	1 双	
紅白幕	<u>440</u>	1	1 枚	
浅黄幕	<u>440</u>	1	1 枚	
地がすり	<u>550</u>	1	1 枚	
もうせん	<u>330</u>	1	1 枚	
長座布団	<u>110</u>	1	1 枚	
高座用座布団	<u>110</u>	1	1 枚	
座布団	<u>22</u>	1	1 枚	
大太鼓	<u>220</u>	1	1 式	
上敷	<u>110</u>	1	1 枚	
浴室	<u>1,100</u>	1	1 室	
ピアノ	<u>2,200</u>	1	1 台	アップライト (調律別)
	<u>3,300</u>	1	1 台	セミコンサート (調律別)
	<u>5,500</u>	1	1 台	フルコンサート (調律別)
	<u>8,800</u>	1	1 台	フルコンサート スタンウェイ (調律別)
オーケストラピット	<u>3,300</u>	1	1 式	

## 改正前

金屏風	<u>1,000</u>	1	1 双	
銀屏風	<u>1,000</u>	1	1 双	
鳥の子屏風	<u>1,000</u>	1	1 双	
紅白幕	<u>400</u>	1	1 枚	
浅黄幕	<u>400</u>	1	1 枚	
地がすり	<u>500</u>	1	1 枚	
もうせん	<u>300</u>	1	1 枚	
長座布団	<u>100</u>	1	1 枚	
高座用座布団	<u>100</u>	1	1 枚	
座布団	<u>20</u>	1	1 枚	
大太鼓	<u>200</u>	1	1 式	
上敷	<u>100</u>	1	1 枚	
浴室	<u>1,000</u>	1	1 室	
ピアノ	<u>2,000</u>	1	1 台	アップライト (調律別)
	<u>3,000</u>	1	1 台	セミコンサート (調律別)
	<u>5,000</u>	1	1 台	フルコンサート (調律別)
	<u>8,000</u>	1	1 台	フルコンサート スタンウェイ (調律別)
オーケストラピット	<u>3,000</u>	1	1 式	

## 改正後

その他	持込器具	110	1	1キ ロワ ット	
-----	------	-----	---	----------------	--

## 2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,650	1	1式	テープレコーダー、レコー ドプレーヤー、マイクロホ ン
照明設備	1,100	1	1式	
映写機	880	1	1式	16ミリ
ピアノ	3,300	1	台	セミコンサート (調律別)
レクチャーテーブル	550	1	式	会議室にも適用

## 3 1及び2以外の設備

品名	金額	回数	単位
拡声装置 (テープレコーダー付き)	1,100円	1	1台
ビデオプロジェクター	1,100円	1	1台

## 備考

- 1 本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(以下 略)

## 改正前

その他	持込器具	100	1	1キ ロワ ット	
-----	------	-----	---	----------------	--

## 2 大会議室

品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,500	1	1式	テープレコーダー、レコー ドプレーヤー、マイクロホ ン
照明設備	1,000	1	1式	
映写機	800	1	1式	16ミリ
ピアノ	3,000	1	台	セミコンサート (調律別)
レクチャーテーブル	500	1	式	会議室にも適用

## 3 1及び2以外の設備

品名	金額	回数	単位
拡声装置 (テープレコーダー付き)	1,000円	1	1台
ビデオプロジェクター	1,000円	1	1台

## 備考

- 1 本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。
- 2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。

(以下 略)